

岩手県告示第335号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。

令和2年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区の名称	区 域	漁業の区分	加入区の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
普代村加入区	[略]	1 [略]	普代村加入区	[略]	1 [略]
		<u>2</u> [略]			2 <u>総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u>
		<u>3</u> [略]			3 [略]
[略]			[略]		
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。